

災害ボランティア・NPO協働推進ニュース

発行：東京ボランティア・市民活動センター(TVAC) / 災害協働サポート東京(CS-Tokyo)

【問合せ】TVAC災害協働推進担当 03-3235-1171 saigai@tvac.or.jp

Vol.03 発行日:2025年12月26日(金)

TOPICS :

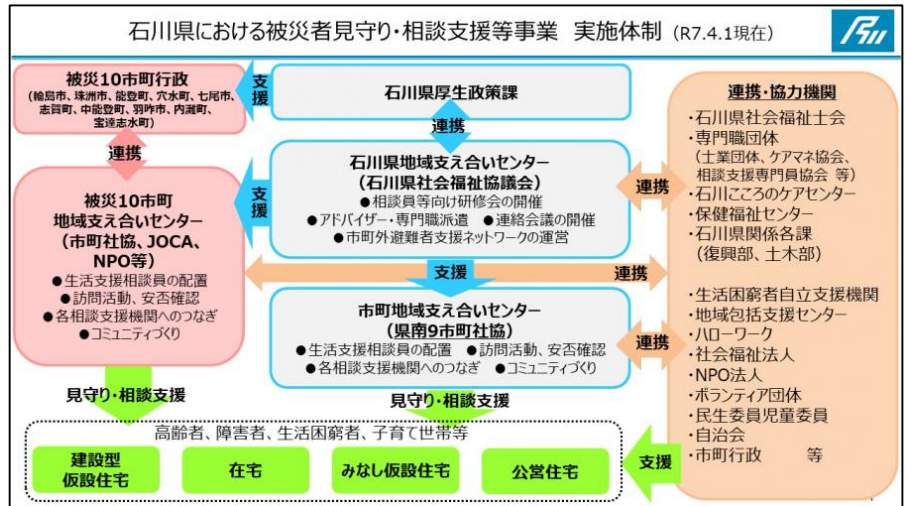
1 【調査報告 第2弾】石川県社協による被災者の生活支援の取組み

今号は、前号に引き続き、能登半島地震被災地調査の報告を行います。

1 【調査報告 第2弾】石川県社協による被災者の生活支援の取組み

◆地域に応じた多様な形で運営 – 地域支え合いセンター

石川県では、地域支え合いセンター事業(厚労省「被災者見守り・相談支援事業」)に令和6年3月から取り組んでいます。地域支え合いセンターの目的は、被災者の孤立・孤独防止で、支援対象者は応急仮設住宅入居者や公営住宅の被災者、在宅被災者等となっており、県内19市町すべてで設置されています。19市町のうち、建設型仮設住宅が設置され



ている被災10市町は市町村行政からそれぞれの市町村社会福祉協議会(以下、社協)やNPO等に委託しています。また、県南の9市町は、被災市町から避難している方が多く、みなし仮設住宅のみで建設型仮設住宅がないのですが、これら市町では、市町行政を通さず、県から直接市町村社協に委託する形となっています。なお、市町村の地域支え合いセンターをバックアップする都道府県域の地域支え合いセンターは県社協が受託しています(R6年度は県南10市町・被災9市町からR7年度は県南9市町・被災10市町に変更のため図と数字があっていない)。

輪島市と珠洲市、そして、能登町は、委託先が社協だけでなく、NPO等(輪島市:青年海外協力協会、珠洲市:日本医療ソーシャルワーカー協会・特定非営利活動法人YNF、能登町:青年海外協力協会・石川県相談支援専門員協会)にも委託しており、支援対象別(例えば、仮設住宅入居者と在宅被災者)で社協とNPO等とが役割分担をしているケースがあります。また、委託の関係ではありませんが、社協と一緒に世帯を訪問したり、NPOに入った相談が地域支え合いセンターにつながり対応するなどの連携をしている地域もあります。被災者を訪問する相談員の形態も様々で、人を雇用してあてている場合もあれば、民生委員のOBが担っていたり、ボランティアに委嘱状を出して相談員として対応している形もあります。

◆取り組み地域から支え合いセンターをスタート

地域支え合いセンターの開始は、押しなべて市町村が同時にスタートしたわけではありません。むしろ、できる体制がとれた市町村から徐々に開始していきました。発災から1か月も経たない1月末に県厚生課から市町村社協向けに地域支え合いセンターの事業説明をオンラインで実施したところからスタート。「災害 VC が始まったばかりだったので市町村社協から『なぜ、いまこのタイミングで?』という声もありましたが、被災者が能登から県南の方へ避難し

19 市町における開設の経過

令和6年1月末	県から市町村社協に支え合いセンターの事業説明をオンラインで実施
2月中旬	県と県社協でスキームを検討
2月下旬	市町村社協向けに、福島県社協、郡山市社協から東日本大震災での取り組み報告
3月1日	県社協に県地域支え合いセンターを委託
3月上旬	被災者がみなし仮設住宅へ広域避難している県南 10 市町村社協と委託契約。3月7日に全体学習会を開催のうえ、中旬から訪問開始
3月中旬	奥能登の被災9町の社協向けに説明会を開始し、4月以降、地元の市町と調整がついたところから順次、地域支え合いセンターを開設
7月1日	19市町全てにセンターを設置

ている人が多くいたことから、まずは県南地域でのセンター設置に取り組んだ」と県社協の担当者は話します。訪問や電話、オンラインで説明を行い、県南の市町村社協からは「全面的に協力する」との声を得ることができました。また、2月の後半には全社協の協力を得て過去の被災地域での生活支援の取り組みを福島県社協や郡山市社協、倉敷市社協(岡山県)から伺う場を設けました。

奥能登(輪島市・珠洲市・穴水町・能登町)では3月13日に4市町村社協に説明会を開催、5月をピークに仮設住宅入居者世帯数が増えていくことが想定されたので、そこに合わせて初回訪問をすべく、4月・5月・6月と地元の行政と社協・NPO等とで調整ができたところからセンターを設置、結果的には7月1日にはすべての市町村でセンターを設置することができました。併せて、市町での相談対応を強化すべく、4月下旬には土業団体への協力依頼も行っています。県の担当者は「地域支え合いセンターは、発災後、すぐに実施しなければならない事業ではないが、過去の災害では孤独死も多く発生していたことから、実際には状況を見てどんどん進めていった。前年(令和5年)能登地震の経験もあったので、地域支え合いセンターが必要になることはわかっていたが、今回は発災直後 DWAT の対応とも重なり、すぐに地域支え合いセンターの設置に動けなかったことが課題だった」と振り返ります。

◆県域の地域支え合いセンターで市町村をバックアップ

石川県地域支え合いセンターでは、(1)人材育成、(2)専門職派遣・土業連携、(3)連絡会議の実施、(4)市町村外避難者支援、(5)広報の5つに取り組んでいます。(1)人材育成では、県センターから市町村センターに対して「生活支援相談員定例会議」「支援ケース会議」「関係機関連携会議」の3つの会議を提案しており、それらが市町村で実施されるときに、1か月に1回は会議に出席し、状況の把握を行っています。また、市町村の相談員等を対象とした研修会の開催や相談員の学習会を実施しています。

(4)市町村外避難者支援では、広域避難者情報共有会議を開催し、避難先の地域支え合いセンターで気になる方の情報を避難元の社協と共有できるように県センターとして支援。被災前からの疾病や福祉サービスの利用状況などが共有されました。その会議がきっかけで、車の免許を持っていなかったり、車を手放した方などで奥能登から県南に避難されている方を対象に、避難元の復興状況などを見聞しにいく「能登ふれあいバス」という事業も実施しました。そのほかにも広域避難者を対象とした交流会なども開催しています。

◆地域支え合いセンターと災害ボランティアセンターや DWAT の連携

社協では災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げますが、この災害ボランティアセンターと地域支え合いセンターとの連携が非常に重要です。例えば、地域支え合いセンターの相談員が個別訪問する中で、ボランティアニーズに気づき、災害ボランティアセンターとして対応したケースがありました。一方で、「今回の能登半島地震では災害ボランティアセンターが片付けなどの作業ニーズ対応、生活支援は地域支え合いセンターと縦割りになってしまった感があり、災害ボランティアセンターとして、もっと生活支援を含めた広い視点でニーズを考えておく必要があったのではないか」と県社協担当者は振り返ります。穴水町では、「薬を病院から持ってきてほしい」といったちょっとした暮らしの困りごとでもボランティアセンターで受けていたそうです。こうすることで、災害ボランティアセンターと支え合いセンターとが縦割りにならず、被災者を横断的に全体的にとらえることができます。

また、DWAT(災害派遣福祉チーム)との連携にも課題があったといえます。「今回、DWATの主体は県だったが、応急仮設住宅が建設された被災10市町の地域支え合いセンターは市町村が主体となった。そのため個人情報保護や情報共有システムの問題が発生し、共有が難しかった。今後は医療情報も含め、被災者台帳が作られ協働して取り組めるようになることが必要」と県の担当者は強調します。これは、地域支え合いセンターだけでなく、災害救助法適用から3か月以内に市町村で実施される「被災高齢者等把握事業」も同様で、DWATなど他の支援との情報連携が課題となっています。

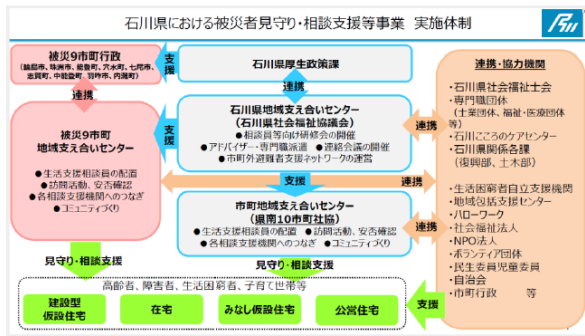
能登半島地震における地域支え合いセンター※の取組み

<ヒアリング先>
石川県健康福祉部厚生政策課、
石川県社会福祉協議会 災害福祉支援センター

19市町における開設の経過

令和6年1月末	県から市町社協に支え合いセンターの事業説明をオンラインで実施
2月中旬	県と県社協でスキームを検討
2月下旬	市町社協向けに、福島県社協、郡山市社協から東日本大震災での取組み報告
3月1日	県社協に県地域支え合いセンターを委託
3月上旬	被災者がみなし仮設住宅へ広域避難している県南10市町社協と委託契約。3月7日に全体学習会を開催のうえ、中旬から訪問開始
3月中旬	奥能登の被災9市町の社協向けに説明会を開始し、4月以降、地元の市町と調整がついたところから順次、地域支え合いセンターを開設
7月1日	19市町全てにセンターを設置

※生活困窮者自立相談支援事業の国庫補助の一つである「被災者見守り・相談支援事業」により応急仮設入居者等を支援するセンターの通称



取組みの工夫・ポイント

- 被災9市町は県から市町行政を通じて社協へ委託、県南10市町(避難先)は県から県社協を通じて委託
- 社協とNPOが受託する市町も。訪問先で役割分担など
- 輪島市などは、仮設入居者に加え在宅の被災者も支援対象
- 避難先の相談員が訪問して気になる方は避難元の社協と共有。避難元をバスでめぐって復興状況を確認する支援も
- 県センターが専門職派遣、連絡会議、市町村外避難者支援

今後に向けた課題

- 把握した生活支援ニーズのつなぎ先
- 避難先、避難元と県センターが連携しより一層の広域避難者への支援
- 災害VCの開設当初から生活支援ニーズを捉え、支え合いセンターにつなぐ(例・穴水町災害VCの取組み)
- DWAT(災害福祉派遣チーム)は県から派遣されており、例えば、市町村で被災高齢者等把握事業(災害救助法適用から3か月以内に実施)が始まっても、情報共有につながらない

◆東京での災害に備えて

首都直下地震や江東5区大規模水害などの大災害では、能登半島地震のように広域での避難(23区から多摩地域や他県へ避難など)が想定されます。被災地域での見守りだけでなく、被災していない地域での被災者の孤立や孤独をどのように防いでいくのか、ボランティア・NPO、社会福祉協議会、行政、その他福祉関係団体との連携・協働は必須です。とりわけ、フェーズによる支援の途切れや制度・事業による情報の分断がないよう、上記の被災者支援に関わる多様な団体・機関が平時からつながり合えるような関係づくりが求められます。

東京ボランティア・市民活動センター／災害協働サポート東京では、東京都とともに「アクションプラン(5か年の中期実行計画)」を作成し、多様な団体との連携を促していく取組みを推進しています。今後は、石川県や石川県社協でのヒアリング結果も踏まえ、復興も見据えた多様な団体との連携に取り組んでいきたいと考えています。ぜひ、多くの方々の参加をお待ちしています。

以上

